

「館林市環境賞」にご応募ください！

市民が豊かに、幸せに暮らせる環境づくりに貢献したかたや団体を顕彰しています。
自薦、他薦は問いませんので、ぜひご応募ください。

□被顕彰者の資格

- (1) 市内に在住、在勤、又は在学し、活動する個人
- (2) 市内に事業所などがあり、市内で活動する団体

□顕彰部門・対象（計10部門）

(1) 環境功績賞（活動歴）	(2) たてばやし5つのゼロ宣言貢献賞（活動歴）
①環境管理部門（団体のみ）	①自然災害による死者「ゼロ」（1年以上）
②研究・調査部門（1年以上）	②温室効果ガス排出量「ゼロ」（1年以上）
③環境美化部門（10年以上）	③災害時の停電「ゼロ」（1年以上）
④自然保護部門（5年以上）	④プラスチックごみ「ゼロ」（1年以上）
⑤水質浄化部門（5年以上）	⑤食品ロス「ゼロ」（1年以上）

□応募期限

令和8年9月30日（水）

□応募方法

所定の応募用紙にご記入のうえ、館林市役所市民環境部地球環境課に提出してください。

※応募用紙は、地球環境課及び市公式ホームページにあります。

※その他詳細は、市公式ホームページ又は下記までお問合せください。

□問合せ

館林市役所 市民環境部 地球環境課 環境政策係
【TEL 0276-47-5124（ダイヤルイン）】



看板オーナーの皆様へ、 あなたの看板は安全ですか？

近年、適切に管理されていない看板などの屋外広告物の落下・倒壊事故が全国で多発しており、本県でも実際に発生しています。ひとたび事故が起これば、看板の所有者や占有者に「賠償責任」が生じるだけでなく、企業や店舗などの「信用の失墜」にもつながるおそれがあります。

そこで群馬県では、適切な点検・管理を徹底することで屋外広告物の安全性をより確保・向上させるため、群馬県屋外広告物条例及び同施行規則の一部改正し、点検などの管理水準を強化する制度を導入しました。

群馬県屋外広告物条例及び同施行規則の一部改正については、群馬県のホームページ
(<https://www.pref.gunma.jp/page/685712.html>) から確認できます。



○主な改正のポイント ～令和7年4月1日施行～

1. 管理義務者の追加と管理義務の拡大

「管理義務者」のいない広告物をなくするため、従来の「設置者」及び「管理者」に加え、新たに「所有者」及び「占有者」も「管理義務者」に加えることとしました。

また、「管理義務の項目」として「除却」を明記することで、安全性に問題のある広告物に対する除却指導の根拠を明確化します。

2. 有資格者による安全点検の義務化

規則で定めるものを除くすべての広告物について、有資格者による3年に一度の定期点検を行うこととしました。

また、安全性の見える化を図るため、有資格者による安全点検が行われた広告物に「点検済標識」を貼付することとしました。

3. 安全点検報告書の明確・詳細化

許可更新時に提出が義務付けられる「安全点検報告書」について、点検の実施状況を詳細に確認するため、点検項目を7項目から17項目に細分化しました。

また、複数基の広告物がある場合、1基ごとに安全点検報告書を作成することとしました。

問合せ先 館林土木事務所施設管理係
TEL：0276-72-4355

資源リサイクル・一般廃棄物・産業廃棄物・医療廃棄物

ECO PARK YOKOTA

株式会社 横田商事

お客様に安心を届ける企業

エコパークヨコタ 検索
<http://www.ecopark-yokota.com/>

本社：群馬県館林市足次町26番地1
足利事業所：栃木県足利市羽刈町763番地12
TEL.(0284) 72-2241(代) FAX.(0284) 72-2828

正田醤油株式会社

〒374-8510 群馬県館林市栄町 3-1

「いただきます」「ごちそうさま」
わたしたちは魔法のことばをもっている。

お客様一人ひとりの「おいしい」に寄りそいたい。
日本の食文化を支える、縁の下を力持ちでありたい。
これからも、ひたむきに取り組みつづけます。